

技 管 ー 4 4 7  
令和4年 7月29日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部技術管理課長  
( 公 印 省 略 )

工事請負契約事項第25条第5項(単品スライド条項)運用  
の改正について(通知)

このことについて、別添の県の運用の一部を改正しましたので、貴会の会員への周知について、ご協力くださるようお願いいたします。

#### 1 運用の変更点概要

- 1) 購入金額が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の実勢価格」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の実勢価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

#### 2 適用

本文書通知日時点で稼働している工事及び通知日以降に契約する工事において、工事請負契約事項第25条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

#### 【担当】

建設部 技術管理課 積算管理班

TEL:018-860-2432

FAX:018-860-3800